

## 会議録要旨

会 議 名	第9回恵庭まちづくり基本条例制定市民委員会
会議日時・場所	平成24年5月30日(水) 15:00~17:10 恵庭市役所301・302会議室
会議参加者	委員長 横山純一 副委員長 小山忠弘 委員 泉谷 清 鎌倉洲夫 雪下 章 相坂正一 高橋 修 藤本恵美子 大水亜希子 菅原宏輔 事務局 吉田次長 桑山課長 広中主査 佐々木主査 大林主任

1 開会(横山委員長)
<p>それでは会議を始めます。会議次第が用意されておりますが、協議事項に入る前に2点ほど報告事項があります。最初にF部会の所掌事項についてですが、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局 資料を事前送付したときの送付文書でも説明しましたが、条例の規定における地域オリジナルについて委員会で話し合う必要があると考えました。委員会で話し合っ部会に付託することになりますが、新たな部会を設けるのは非常に困難であるため、既存の部会に組み込むこととしました。内容的にF部会が適当と考えましたので、F部会に引き受けていただきますようご提案させていただきます。</p>
<p>委員長 いかがでしょうか。地域オリジナルについて議論した方が良いということになりました。委員会で意見交換したものについては部会で議論してもらうことになるため、どこかの部会に所掌してもらわなければならない、F部会は比較的協議事項が少ないこともあってF部会にお願いしたいということです。</p>
<p>(異議なし)</p>
<p>委員長 F部会の方々は、少し負担が重くなってしまいましたが、よろしくをお願いします。それでは次に委員会の開催回数について事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局 当初E部会とF部会の所掌事項については、同じ委員会の中で意見交換と報告検討をするよう予定していましたが、F部会の所掌事項が増えたことから分離して別々の委員会で協議をすることとしました。このため、意見交換、報告検討で各1回、計2回開催数が増えることとなります。さらに、条例素案の全体協議が当初1回のみであったため2回に増やすこととしましたので、計3回開催数を増やすこととしました。このことによって、当初開催数を17回と予定していた委員会が20回ということになりました。</p>
<p>委員長 委員会の開催数が3回増えるため、素案作成が11月下旬までずれ込むことになりましたが、12月前にはまとめ上げたいと考えております。部会での協議も行中、7月以降は月2ペースとスケジュール的にハードになります。ご意見等ございましたらお願いします。今後の日程について最後に話し合いたいと思いますが、日程がつまっていますので、今後3回分くらいは決めたいと思います。</p>
<p>(異議なし)</p>

## 2 協議事項（市民の役割・責務、議会・議員の責務）

委員長 今日では市民の役割・責務、議会・議員の責務について協議していただきますが、この分野も各自治体それほど違いがある内容ではありません。住民参加や行政運営などと比べると、大きな違いは出てきませんが、いくつかの論点があります。それでははじめに市民の役割と責務について、事務局から資料の説明をお願いします。

事務局 はじめに、市民の役割や責務で用いる「市民」とはどの範囲の人をいうのか道内他市で定義を置いているかまとめてみました。資料のとおり、道内14市のうち「市民」の定義を基本条例で置いているのは12市です。地方自治法では、「市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする」と「住民」について規定をしています。定義を置く他市の「市民」は、地方自治法の住民に加え、通勤者、通学者なども市民としています。違いがあるのは、市内で活動をする法人や団体については一様に市民としていますが、市内で活動をする個人については、含めている市と除外している市があります。個人の立場での活動というのは想定しづらいのか除外している市が5市あります。なお、定義をおかない2市にあっては、市民というのは住民ということになるものと思われれます。

次に、「市民」という言葉を用いている法律があるか調べてみました。「市民農園」「市民活動」のような熟語としてではなく「市民」と用いている法律は2つで、特定非営利活動促進法で「ボランティア活動をするはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動」と用いているほか、租税特別措置法で公益社団法人等への寄附金控除の規定中、対象公益社団法人の要件に「市民から支援を受けていること」という説明に用いられています。これらで用いられている「市民」というのは定義された住民という意味ではなく、国民や居住者などの広く一般的な意味で用いられているようで、法律用語としての「市民」ではないようです。

他市の実際の規定については、もうひとつの資料にまとめたとおりですが、ほとんどの市で市民の権利と責務の両方について規定をしています。

委員長 説明を補足しますと、不利益条項を盛り込むかという点については扱いが分かれています。例えば帯広市では、市民の責務として「まちづくりを協働で推進するよう努めなければならない」とかなり強い表現を用いておりますが、いろんな事情から協働を推進する活動ができない人もいます。条例で義務づけている協働の推進ができないからといって不利益を受けることがあってはいけません。このため帯広市では、「市民は、まちづくりに参加又は不参加を理由に不利益を受けない」と規定しています。このような規定を置く市はほかにもあり、苫小牧市や三笠市などがそうです。

一方、稚内市では、「一人一人の実情に応じて、できる範囲でまちづくりに参画するよう努めます」と、函館市でも「それぞれができる範囲でまちづくりに参加するよう努めるものとします」という「できる範囲で」という弱い表現を用いています。

強い表現を用いる場合は不利益条項を置くことになり、弱い表現であれば置く必要がなくなると考えられます。こういうことも含めてご意見ををお願いします。

○ 一般的な話ですが、東京都の条例では都民と、大阪府では府民と、町村ではそれぞれ町民、村民という使い方をするのでしょうか。

事務局 おそらく住民と用いると自治法に規定されている住民に限る解釈になってしまうため、住民に加えて行政区域内で活動する人という考えから、都民、府民などと用いているのだらうと思われれます。ニセコ町のまちづくり基本条例では町民と用いています。

委員長	北海道の行政基本条例ではどうでしょうか。確認はしていませんが、都道府県が作る条例では、都民や道民という使い方になると思います。
	○ 先ほど事務局から法律で用いられている「市民」について紹介があったが、あれは市町村民ではない意味だと思うが、どういった意味で用いられているか分かれば説明していただきたい。紹介事例からは市民活動的な意味合いを強く含んでいるように感じた。条例で用いる「市民」というのは市町村民なのかと考えると、ニセコ町で町民と用いているように基礎自治体の住民の種類による呼称と普通の意味で使う市民との不具合がないので市民と用いるのが良いと思います。
	それ以上に他市の例で「我々市民は」「私たち市民は」と書き出しているところがあるが、そのように書くと、自分たちで条例を作って自分たちでやるんだという条例に対する主体性というか自治意識を強く感じる。「我々」「私たち」という書き出しがどのようなメッセージ性を持つのか興味を持った。
委員長	市民などの用例は、市町村民というニュアンスが強いと思います。
	○ 条例で用いる「市民」は市町村民の意味で、紹介のあった法律での用例は、もっと広い意味のいわゆるシチズンという意味だと思う。恵庭市の条例で規定するのは恵庭市民として、「権利」を謳うのであれば当然「責務」も規定すべきだと思います。「自由と規律」という本もありますが、最近話題のタトゥーの問題では、自分さえ良ければたとえ公務員であってもタトゥーを入れるのは自由だろうというのは、公務員としての責務がないがしろにされているのではないかと思います。自分のことだけを中心にした考え方が横行しているのかもしれない。このため、「権利」と相対する「責務」というのを入れるのが良いと思う。
	○ 一般的には「権利」と「責務」という配置になっているようです。中には「役割」という見出しを置いているところもあります。
	○ 「責務」とする理由は何でしょうか。「権利」と「義務」が対の言葉だと思いますが、あえて「義務」と言わず「責務」とすると、印象を弱めているように感じます。
委員長	美唄市では「義務」と用いていますが、内容を見てみるとそんなに強いことは書いてありません。
	○ 見出しだけに用いていますが、中身的には義務を課すような強い規定はないようです。「義務」というのは語感が悪いのでしょうか。また、なんとなく押し付けがましい感じがするからか「責務」としているのでしょうか。
委員長	どうでしょう。広く一般的には「責務」としているようです。
	○ 私も権利があれば義務があるというのは当然だと思います。例えば、恵庭市に通勤する人を市民に入れた場合、応分の負担をしてほしいと思う。その負担をどうやってしてもらったら良いかと考えます。
	○ 制度的にはどうでしょう。例えば千歳市民に義務を課すようなことを恵庭市の条例で規定するという事は可能なのでしょうか。近隣で仲良くしましょうというのはよくあると思

ますが、義務を課すようなことは法制的にできるものなのでしょうか。

事務局 一般的には無理だと思います。条例の射程は行政区域内なので、恵庭市内にいる人については適用させることができますが、区域外にいる人には適用させられないというのが一般的な考えです。

○ であれば、通勤だとか通学のように恵庭のエリアに関わっている人に限って、そのときに条例の規定を適用させるということになりますね。

委員長 そうだと思います。居住先は別でも恵庭で商売をしている人、通勤・通学している人に対して恵庭市は適切な情報を流す必要もあるでしょうし、その人たちにも情報を得る権利があると思います。また、商売をしている人が除雪に協力をするなど、まちづくりに関わっているとも考えられます。そういったことから、通勤・通学者や市内で活動している団体などを市民に含めてもよいのではないかと考えることができます。多くの市で市町村民に限定せず広く市民を捉えているのは、そういったことからだと思います。ただ、住民投票制度については、「市民投票」ではなく「住民投票」で、そこに暮らす住民による投票となっています。

○ 先ほど委員長からご説明のあった不利益条項ですが、具体的にどのような事例が想起されて設けることになったのでしょうか。

委員長 具体的に「市民の責務」の規定に起因して問題が起こったというのではないと思いますが、万が一問題が起こっては困るわけで、そのときの対処をしなければならないということで置かれたものと考えます。

○ 例えば、私たちのようにこうした場に参画して、外国人の権限など政治的なテーマの議論をしたときに、委員としての活動が批判されたり、何らかの不利益を受けるといったことを想定したものでしょうか。

委員長 帯広市の条例づくりで議論したときは、例えば病気がちな人など町内会活動に参加したくてもできない人に対して、条例を盾にして「市民の責務」だと参加を強要するようなことがあっては困るということから、参加・不参加を理由に不利益は受けないことを規定しました。他の市でもこの条項を置いているところは、そういった観点から規定していると思います。

高橋委員 意味合いとしては、参加したことによるものではなく、参画という課せられた責務を全うせず不参加だということに対する不利益な扱いを想定してということですね。

○ 私がこの話を聞いて最初に想像したのが、町内会に加入していないから市の広報誌が配布されないという例です。

○ 市の広報を町内会で配るといのはあちこちで問題にもなっているようで、曖昧な感じがします。町内会としては義務なのでしょうか。マンションなどの自治会などでは、市の下請けをやらせるのかなどのお話になると思います。費用については支払っているのでしょうか。

事務局 広報の配布は、町内会に協力をお願いしている形で、町内会活動とは別に全戸に配布してくださいと頼んでいるところですが、現実には届いていない人がおり、おそらくは町内会に

加入していない人なんだろうと思います。

委員長 恵庭市では町内会の加入率はどの程度でしょうか。

- 自分が住んでいる地区の町内会では9割は加入していると思う。
- 私の住んでいる地区ではどんどん新しい人が入ってきますが、町内会に入ってはきていないように思います。
- 町内会の役員をしていますので少しお話しすると、広報の配布は町内会でやっている場合と業者に委託している場合があるようで、町内会では市からお金をもらって町内会加入の有無に関わらず全戸に広報を配布している。町内会が引き受けないため、シルバー人材センターが委託を受けて配布している町内もある。直接は町内会は関係せず、引き受けた町内会だけがお金をもらって配布をするというもの。

事務局 基本としているのは町内会への協力依頼で、引き受けてもらえない場合はシルバー人材センターへの委託や配布戸数が少ない場合は郵送などの方法をとっています。

委員長 自治体によっては新聞折込で配布しているところもあるようで、新聞をとっていない世帯には、申し出があれば郵送しているようです。

- いずれにしても広報については、市民は知る権利があるわけだから、町内会加入などに関係なく見られるようでないといけない。

委員長 そうですね。まさに権利の問題だと思います。

- 札幌市では全世帯に配布しているのでしょうか。コンビニなどに置いて配布しているような自治体があるようにも聞いたことがある。恵庭市では、世帯数と町内会の加入世帯数というのは分かるのでしょうか。

事務局 世帯数は手持ちの資料がないので正確ではありませんが、広報誌は3万部発行していますので世帯数はそれくらいですが、町内会の加入世帯数は分かりません。

- 新しい住宅団地ではなかなか町内会に加入しないのではないかと。自分の両隣は加入していないと思う。
- 自分のところでは5割程度。アパートなどに住んでいる人は加入する人が少ない。
- 権利だけを主張され悪用されるようなことがないような条文になれば良いと思う。
- 権利だけを主張され義務がないがしろにならないようにしなくてはいけない。
- 自治基本条例についてインターネットで調べ、制定に反対をする人達がいることを知った。恵庭でも反対する人の意見などが出ていないか教えてほしい。

事務局	今のところ市民の方などから条例制定の取り組みに対する否定的なご意見はいただいておりません。
	○ 全国では制定の反対というのは珍しくないものなのだろうか。
委員長	居住外国人に関して反対意見が出ているところがあります。住民参加、住民協働、住民投票について、外国人を参加させることについて反対する動きが関西方面などで見られます。
	○ 不利益条項から話が飛んでしまったが、こういったことがあるということも頭に入れて考えていきたい。
	○ 市民の権利として具体的に書いてあるのは、まちづくりに参画する権利ということがほとんどで、その前段として情報を得る権利という大きくその2つではないだろうか。権利と責務が一体となった書き方になるのではないだろうか。確かに権利があって義務があってという書き方もあるが、権利があり責務があるという書き方になるのではないだろうか。
	○ 「まちづくりに参画する権利」なのだろうか。市民は当然まちづくりに参画しなければならないのではないだろうか。権利であり責務でもあるのではないか。まちづくりに参加する権利を有するという規定には違和感を覚える。
	○ 権利なのだろうか。市民が自立していればそういう条項はいらないことになる。自立していないから必要なのかもしれない。自立していないから権利を知らしめ、情報も取得し、そして責任をもって自分たちでまちづくりを行うということではないだろうか。まちづくりに関わっている人から見れば確かにおかしい規定だが、そういう権利があるということを明らかにするという意味だと思う。
	○ 当然のことを分かりやすく文章化するということでしょうか。当たり前のことを分かりやすく書くということだろうか。
委員長	当たり前のことだが明らかにするために書く、ということでしょうか。どこのまちも同じように最初にまちづくりに参加する権利があると書いています。
	○ だいたい最初に作ったところを真似て書くのだけれど、これは、役所対市民という構図があって、市民とは違う立場に立つ役所が、市民に向けて市民のみなさんはまちづくりに参加する権利があるんだよと呼びかけていると読み取ることができる。市民であれば、まちづくりに参加しなければならない責務を負うんだと思うのだが、これはまた部会で議論していただければ良いと思います。
	○ これは憲法により保障されている基礎的な権利なのだと思います。
委員長	ここで出た意見を参考に部会Cに付託することとしたいと思います。それでは次に議会及び議員についてご意見をいただき、最後に総体の意見をいただきたいと思います。それでは事務局から資料の説明をお願いします。
事務局	道内他市の規定を抜き出した資料をご覧ください。帯広市と芦別市については議会に関する

る規定がなく、行政基本条例型となっています。自治基本条例を制定している道内14市中議会基本条例も制定している市というのが、帯広市、名寄市、三笠市、登別市の4市となっています。また、例示をした市では川崎市、岸和田市、奥州市が議会基本条例を制定しています。

規定内容を概観すると、議会についての責務と議員についての責務の両方を規定しています。議会は、二代表性の一方の機関である議事機関で、その機関に対しての役割や責務について規定していることが一般的です。次に議員ですが、議員個人には法的には特別な権限は与えられておらず、議決を代表として決定される機関意思が法的な効果を持ちます。しかし、自治基本条例においては議員個人に対しての責務を規定することが一般的のようです。

委員長 帯広市と芦別市については行政基本条例型に分類され、議会・議員について規定しているものが自治基本条例型となります。両方とも総合条例ですが、自治基本条例型がより完璧に近いものでしょう。帯広市では、議会基本条例は後から作られたもので、当初から行政基本条例の制定を考えていました。当時の帯広市の副市長が話していましたが、職員の意識改革に繋がりたいという思いがあり、行政基本条例を作りたいと考えていたようです。

栗山町は、行政基本条例や自治基本条例がなく、議会基本条例が先行したという珍しいケースです。議会基本条例と自治基本条例の両方があった場合、規定の内容が重複するのではないかという意見がありますが、議会基本条例というのは主に議会の手続きを規定したもので、議会運営を定めたものであることから、条文で重複するということはほとんどないと考えております。

札幌市の「市民に開かれた議会」という規定や苫小牧市の「議会の運営」の規定は特徴的かもしれません。また、石狩市では「議会事務局」を規定し、ニセコ町では組織や会議など細かく規定していることなどが特徴的でしょう。

委員の皆さんで、議会は外して帯広や芦別のように行政基本条例で良いと思われている方はいらっしゃるでしょうか。それとも議会についても規定をした総合条例が良いと思うのか意見をお聞かせください。

○ 議会を入れない場合の条例のメリットというものはあるのでしょうか。

委員長 メリットというものは難しいですね。基本的には総合的に規定する方が良いわけですから、議会についても規定することになると思います。自治体によっては、議会と首長が対立している場合など、議会の規律することに踏み込めないことなどはあります。

○ 話題提供として話しますが、本会議や委員会を傍聴に行くと、委員会と議会の総意はどこにあるのかと疑問を持つ。委員会での議論と本会議での議論がどう違うのかがよく見えない。

○ 同じく話題提供になるが、恵庭市の議会は、本会議を議場でやらなければならないという決まりがあるのだろうか。決まっていれば仕方ないが、出前議会というか会館などでやっても良いのではないかと。予算審査特別委員会などが市民会館でやっているのだから、本会議も別の場所で開いたって良いのではないかと思います。

事務局 議会の会議に関しては、会議規則という議会の内部規則にかなり細かく定めがありますが、規定があるかどうかは承知していません。

○ また、議会の傍聴者には細かい制約が規則で規定されていますが、議員さんにはそういう

制約が規定されているのでしょうか。議場入口に「銃刀剣の持ち込み禁止」といつの時代の規制かわからないことも掲げられていたが、議員についても細かい制約が課せられているのでしょうか。

○ 国会議員でも本会議中にメールやツイッターをやっているくらいだから、決まりではなく良識に任されているのではないか。

○ そこまで細かく規定する必要はないでしょうが、こうあってほしいという市民の願いを書いた方が良くと思います。

○ 議員はどこで勉強をしているのだろうか。委員会の中で勉強しているのではないだろうか。議論を交わしているようには感じられない。

○ 最初は議会についてよく知らなかった。傍聴に行ってみて議員同士の意見交換という場面が全く無い。これが果たして議会なのかと疑問に思った。議員と役所側がやり取りする場はよく見る。これは議会のチェック機能であると思う。しかし、現実にはチェック機能は十分に果たされていないと思う。議員さん自らが疑問を持ち、改革意識を持って議会改革に臨んでほしい。会派に縛られたことしかやっていないような印象を受ける。こういったことから、条例には「議員の資質の向上」を盛り込みたい。また、地元など部分的な利益の誘導を行うことを止め、恵庭市全体を見る「総合的な視点」、そして「公正・誠実」ということについて盛り込んでいくことを考えたい。

○ 議会の中での議員同士の議論というのは自治法には書いてないのでしょうか。

事務局 委員会の中の所管事務調査については、議員が分からないことについて職員が説明するという役割があり、本会議よりも突っ込んだ質問や回答があると思います。

○ 議会の役割にも関わってきますが、ひとつは理事者側のチェック・監視、それと同時に市の重要な意思決定を行うということがあります。市政の重要な案件である予算の決定や総合計画の決定など、政策の意思決定に関する意思表示というのがあると思います。その場合、理事者提案で議案が出されるため、理事者と議会の対立関係になりがちですが、本来はイギリスの対面式議会のように議員同士で議論してもらいたい。議員同士が議論することによって、もっともっと良い知恵が出るのではないかと思います。

現状では、理事者側が聞かれたことにお答えするという場でしかないような気がする。議員同士で議論をしたり、職員と一緒に議論するような場があれば風通しも良くなり、支持者以外の人の意見を聞く機会も出て良いのではないか。

条例に議員同士で議論をするということ盛りこんではどうだろうか。他市を見ても議員は自己研鑽しなければならないというようなことは書いてあるが、議員同士の議論については書かれていない。

○ 気になるのは、議員同士で意見をきちんと言い合って結論に持っていくのが望ましいが、委員会の委員長がそういう進行をしないということ。委員長が意見を言いたいから、他の委員と交代してもらい意見を言う場面があった。委員長は、意見交換をさせるよう委員会を進めなければならないところ、理事者側に回答を求めることばかりではおかしい。以前、とにかく市長に委員会への出席を求めていた時期があった。市長が出席しなければならないこと



はそんなにはないはずだ。いろんな事情があるにせよ、本来どうあるべきか原点を見直す時期に来ているのではないか。

○ 行政評価というのは今ではどこでもやっているが、議会の評価というのをやっている自治体はあるのだろうか。議会そのものの自己評価と外部評価の両方が考えられると思う。

○ その評価のイメージというのはどういうものだろうか。議会トータルの評価か個別の議員の評価だろうか。議会全体の活動状況の評価ということか。

○ そうですね。

委員長 そういったことは議会基本条例などで規定するのが馴染むかもしれません。

○ 質問時間の割り当てについては、会派の所属人数割りとなっていますが、民主的でないと思う。会派の人数に関係なく質問の時間を与えて議論をしてほしい。国や道の議会にならって形式的にやっているようで、議論を戦わせることもなく会派主義で多数決で決めているようにしか見えない。多数会派に所属している議員は勉強をしなくなるのではないか。

恵庭市の議会では、質問内容は事前通告か。また、答弁の擦り合わせはしているのか。

事務局 一般質問などは事前通告ですが一問一答制をとっているのです。再質問以降は内容通告はありません。また、いわゆる答弁の擦り合わせは行っていません。

○ 恵庭市の議会では反問権は認めていないのか。理事者は黙って聞いているだけで、そのことについて議員にも聞いてみたいとじれったく思ったりしないのだろうか。

○ 委員会などを傍聴すると、そのように思うことがあるんじゃないかと思う。

○ 議員個人の市民説明というのがない。活動報告について条例に規定してはどうか。

○ 議員が個人で開設しているブログなどを見ると、そういった方法で広く報告したり考えを述べたりしている議員がいるようだ。議会だよりは、札幌市などでは市の窓口などに設置しているだけだが、恵庭市では全戸に配布されている。また、案件ごとに賛成又は反対の結果を載せており評価できる。

○ 傍聴者の人数を増やすというか、土日夜間など傍聴に来てもらえるような時間での開催や移動議会のように会場を移すことなども考えられないのだろうか。

○ 自治基本条例の中で今の議論について盛り込んでいけば良いのではないか。

委員長 議会については、細かく盛り込むことも可能なので部会で議論を深めていただきたいと思います。

○ 議案を採決する前に、賛成討論・反対討論をする場があると思いますが、意見表明だけで終わり、議論をやりとりする形になっていない。それが残念です。

事務局	<p>地方自治法が想定している地方議会の制度についてご紹介させていただきます。</p> <p>地方自治法では、市長は開会中の議会に対して議案を送付するという規定です。つまり、市長が出席することを当然とはしていません。議会は、必要があれば理事者その他の職員を説明のために出席を求めることができるとされ、執行部側の出席を前提にした議会運営にはなっていません。日本の国会においては、国会が選出した内閣が議場に同席するという形式で、議院内閣制においてはあり得るスタイルです。しかし、イギリス議会では、与党と野党が対面するスタイルで、首相の席はなく、首相は与党党首としての立場で議会の場にいます。また、大統領制の合衆国議会には、アメリカ大統領の席はありません。日本の地方議会の配席が、議院内閣制の国会に倣って作られたため、国会審議のような運営形式になってしまい、本来の話し合いの場という機能が後退したとも言われているようです。</p>
	<p>○ 栗山町議会を見に行ったところ、この会議のように円卓形式で話し合いをしていた。これが本来の議員が話し合う議会のスタイルだと思った。</p>
	<p>○ そういうことも含めて移動議会などを考えて良いのではないか。</p>
	<p>○ 傍聴者への規制の話に関しては、傍聴者は大声を出すと退場させられるが、議員の中には本会議中に大きな声で人を罵倒したりする者もいる。それはどうなんだと思う。</p>
	<p>○ 議会のライブ中継を見たことがあるくらいで、議会というものについてあまり意識したことがない。議会の責務ということについては、まちづくり基本条例に書くのであれば、議会がまちづくりに果たすべき役割を書いたらいいと思いました。</p>
	<p>○ 私も議会というものについては、市の重要な意思を決定する機関という認識しかなく、具体的に議会での討論がどのように行われているかは知らず、多くの市民もそうなのかもしれないと思いました。また、議員の方は市民の意見をどこで拾ってどう揉んでどう扱っているのかということについて皆さんの意見を聞いて興味を持ちました。</p> <p>また、議員は、自らの活動について市民に公開していく必要があると思いました。</p>
委員長	<p>例えば札幌市では、「議会は、十分な討論により市政における争点を明らかにするとともに、審議に関する情報を公開する」と規定しています。美唄市では、「市議会は、会期外においても市政への市民の意見の反映を図るため、市の施策の検討、調査等の活動をし、市民との対話の機会を設けるよう努めなければなりません」というように書いています。また、登別市では、「議会は、市の事務事業が公平・効率的に執行されているかどうか、市民の立場に立って監視し、けん制しなければならない」という強い言葉を使っています。また、「議会改革に努め、議会の持つ情報を市民と共有できるように努めなければならない」と書いています。石狩市は「議会は、議会運営を効果的に行うため、議会事務局機能の充実に努める」というように議会事務局について規定をしています。研鑽や資質の向上といったことは多く書かれていますが、部会において大いに議論をしてほしいと思います。</p>
	<p>○ 本来あるべき議会の形が、行政との対立ではなく話し合いの場だということが盛り込まれると良いと思いました。</p>
委員長	<p>登別市はけん制と言っていますが、緊張感を持ってということなのかもしれません。</p>

	○ 選挙民の立場で考えると、議員の活動というのは議会本会議と委員会、それと政策研究会のような場面のほかは、自宅に市政相談所や連絡事務所が掲げられた支持者などを通じて道路の補修などの要望を伝える程度しか見えてきていない。支持者以外の場面で市民の意見を聞くという内容を盛り込んでほしい。
	○ 2～3か月前に、市議会会派が市民説明会を行ったときに、市職員が同席して説明を行ったということがあったようだが、それはいいのか。
事務局	市職員が市政に関して市民に説明をするというのは、どういう集まりであっても悪いことではないと思います。
	○ では、一議員が市民説明会をするので来てくれと職員に要請するのは良いということになるのか。
事務局	題材によると思います。議員の活動ではなく市政に関する事項であれば職員が説明しても良いと思います。
	○ 新聞報道によると、市の職員は、議会で通った内容を市民に説明したと書いてあり、議員は市の職員に来てもらわなければ自ら採決したものを市民に説明できないのかと思った。
	○ 市民報告会は良い試みだと思い聞きに行った。すると、住民からの質問に答えている議員の話は、理事者の答弁そのものだった。理事者が答えているのと同じ立場で答えているのはおかしいと感じた。その判断に至った経緯を説明すべきであるが単に答弁をしているだけだった。認識が違っていると感じた。4年に1度の選挙のときだけでなく、半年あるいは1年ごとに活動内容を住民の中に入って報告をし、うまくいかなかったことは原因を考えるなどをすべきだと思う。
	○ 議員主催の説明会に市職員が出向くというのには違和感がある。本来議員が自らすることを市の職員が代わりにするというのは妙な感じだ。
	○ そのような問題が出るというのは、選挙で当選したら特権を得たような気になり、1年間どのような活動をしたかというチェック機能がなく、また、その結果を公表されないため議員の資質が高まらないからだと思う。それに近いことまで自治基本条例の中で触れられたら良いと思う。
	○ 私たちの市民委員会の活動に対して議員さんから意見や照会はきていませんか。
事務局	先日、議会改革検討委員会からこのまちづくり基本条例について説明を求められ、これまでの取り組みについて説明をしてきた。この委員会については部会も含めすべてホームページで会議録を公開しており、議員のみなさんも内容は承知しています。
	○ 今日、市民委員会で「議員の責務」について協議事項とすることは議員も知っているはずだが、傍聴に来ている議員が一人というのが現状である。
	○ 市民が作った自治の条例を議会で修正や反対となった例はあるでしょうか。

委員長	<p>どうでしょう。帯広市は満場一致で可決されました。稚内市では市長選挙絡みで反対者がいたようです。函館市では、政策に関する事項はすべて外されたようです。政策決定は議会の役割だということで、条例案に盛り込まれた青函交流などの文言も削られました。</p> <p>一般に自治基本条例には誰が市長であっても変わらない普遍的な政策を盛り込むべきで、その時々で体制で変わるような政策は盛り込むべきではないと思います。青函交流については地域的なものから普遍的だとは思いますが、議会からは反対されました。</p>
	<p>○ 札幌市では制定までいろいろ大変だったと記憶しています。</p>
	<p>○ B部会で市長の責務を議論したときに、前の市長だったり今の市長だったり、個人のキャラクターを頭に浮かべて考えていたが、果たしてそれで良いのかということになり、誰が市長であっても変わらない特定個人の資質に基づいて条例を書くわけではないということになりました。</p>
	<p>○ 意識というのは変わるのでしょうか。</p>
委員長	<p>即効性はないかもしれませんが、職員の意識も市民の意識も変わってきます。</p>
	<p>○ 今後の議論になりますが、理念を中心とした条例になると思いますが、実効性を担保するような組織というか仕組みができれば良いと思います。</p>
委員長	<p>自治体によっては市民参加型の条例検証会議のような取り組みはあります。帯広市は4年おきに見直し会議を設けています。去年の会議ではパブリックコメントについての問題点が多く出てきました。見直しをする中で条例とまちづくりを検証するというやり方もあると思います。</p>
	<p>○ 議会にその役割を担ってもらってはどうでしょうか。まちづくり基本条例検証特別委員会などを設置して検証するなどはどうでしょう。</p>
委員長	<p>議会は議会の立場でやっていただくのは構わないと思いますが、市民の側で検証する必要があると思います。</p>
	<p>○ スケジュールで、行政報告などで議会報告を行うようになっていたかと思いますが、どのような報告をどのような形でののでしょうか。</p>
事務局	<p>これまでは、常任委員会でその時点の取り組み状況を報告してきました。これからも、どのような形式でどのような議題について協議をしているかを説明していきますが、議論の中身についてまでは意見がとりまとまっていない現段階では報告するものではないと考えています。</p>
委員長	<p>中間フォーラムを8月頃に開催する予定となっており、また、議会との協議についても日程を決めなければなりません。函館での議会と市民員会の協議は、特別委員会と委員長の協議で3回ほど意見交換をしました。全員参加などどういう形式ができるか議会事務局を通じて協議をしていきたいと思っています。できれば市民委員全員で議会と意見交換をしたいと思っています。</p>

事務局	先ほどご報告しました議会改革検討委員会でまちづくり基本条例について説明したときの資料に、市民委員会が議会に協議を申し入れたいということを盛り込みましたので、議会側は当委員会の意向を承知しています。日程や協議方法については事務局で調整します。
委員長	最後に何か意見はないでしょうか。
	○ 最初に話のあった地域オリジナルですが、皆さんいろんな思いがあると思います。それまでに考えをまとめておけば良いということでもいいでしょうか。多くの意見が出ると思います。
委員長	今後の日程について事務局から案をお願いします。
事務局	第10回の委員会を6月20日（水）、第11回が7月9日（月）、第12回が7月30日（月）でどうでしょうか。 （了承）
委員長	フォーラムについてはどうでしょうか。
事務局	配布しました日程案のとおり、8月20日～31日で調整をしたいと考えております。
委員長	周知期間のことも考えると次回までにある程度内容を決めておかなければなりません。中間フォーラムは、市民委員のどなたかにパネラーになってもらいパネルディスカッション形式が良いと思いますので、そういったこともある程度決めていきたいと思います。 それでは本日の意見交換を踏まえてC部会で議論を深めてください。ほかに事務局から何かありますか。
事務局	条例を書く上での文体についての話し合いはどうしますか。
委員長	そうですね。部会も始まっていますので、「です・ます調」にするか「である調」にするかそろそろ決めなければなりません。今日は結論までは求めませんのでご意見をお願いします。
	○ 理屈上の議論ではなく感覚的な問題になりますが、私は「である調」が良いと思います。「です・ます調」の場合は空気が抜けるような感じがします。
委員長	規制を目的とする条例は、「である調」になりますが、まちづくり基本条例では必ずしもそうではありません。「である調」の方が文章が引き締まる印象は確かにあります。また、現在制定されている自治基本条例の多くは「である調」で書かれています。最近になって「です・ます調」が増えてきている印象があります。
	○ 「ねばならない」という不自由な書きぶりではなく、きつく書いたとしても夢や希望を感じることができる内容にできたらと思います。義務的な「ねばならない」ばかりの条文だと読んでいて暗い気持ちになってしまう。
	○ 夢や希望などを乗せるということであれば、文体としては「です・ます調」の方が馴染むかもしれませんね。

○ 市民が条例を目にしたときに、続けて条例を読んでいけるかということを考えると「です・ます調」が良いと思います。

○ 「ものとする」「こととする」という言い回しが曖昧に感じます。「努めるものとする」ではなく「努める」と書いてほしい。そうであれば「である調」でも構わない。

委員長 意見も分かれると思います。次回の委員会で議題にしたいと思いますので、少し考えておいてください。今日はこれで終わります。ありがとうございました。

